山北町ブロック塀等耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒を未然に防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公道等に面するブロック塀等の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山北町補助金交付規則(昭和62年山北町規則第15号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公道等 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条に規定する道路 及び認定外道路をいう。
 - (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、その他組造りによる塀及び門柱をいう。
 - (3) 耐震診断 建築士法(昭和25年法律第202号)により定める建築士及び ブロック塀等の診断に精通する有資格者による診断をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象は、次に該当するブロック塀等の耐震診断を受けるものする。
 - (1) 道路面からの高さが1メートル以上(擁壁上の場合は0.6メートル以上) のもので、公道等に直接面する部分
 - (2) 町長が耐震診断を受けるべきブロック塀等と特別に認めるもの (補助対象者)
- 第4条 補助金の交付を受けることができるのは、町内において公道等に面するブロック塀等を所有し、又は管理する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
 - (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
 - (2) 同一の敷地内において、ブロック塀等の耐震診断を行うため、過去にこの要 綱に基づき補助金の交付を受けた者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1件につき耐震診断に要する経費の4分の3までとし、30,

000円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が あるときには、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ 町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、耐震診断を行う前に、ブロック塀等耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、 ブロック塀等耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する ものとする。

(耐震診断の着手)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに耐震診断に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第10条 交付対象者は、交付申請の変更及び取下をする場合は、ブロック塀等耐震診断補助金交付申請変更・取下申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消の決定)

第11条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、 ブロック塀等耐震診断補助金交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により申請者 に通知するものとする。

(中間状況報告等)

第12条 町長は、耐震診断実施において必要があると認めるときは、交付対象者から 報告を求め、又はその現場に立ち入り、その状況を確認することができる。

(完了報告)

第13条 交付対象者は、ブロック塀等の耐震診断の終了後、速やかにブロック塀等耐震診断完了報告書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。 (補助金額の確定) 第14条 町長は、前条の完了報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、ブロック塀等耐震診断補助金額確定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第15条 前条の確定通知書を受けた交付対象者は、通知を受けた日から10日以内に ブロック塀等耐震診断補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければなら ない。
- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱に違反したとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。